

(令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間にご結婚された方)

有田市結婚新生活支援事業補助金 確認シート

◎要件のチェック

チェック	対象者について
☐	令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に婚姻届けを提出した
☐	婚姻届提出時に、夫婦ともに39歳以下である
☐	夫婦ともに有田市に住所があり、在住している
☐	夫婦および同じ世帯の者に滞納がない
☐	夫婦ともに過去に結婚新生活支援事業の補助（他団体からの補助を含む）を受けたことがない
☐	夫婦および同じ世帯の者は、暴力団員等や暴力団員と密接な関係を有していない

◎対象経費のチェック

令和7年4月1日から令和9年3月31日までに支払った下記経費が対象です。

(上限30万円 / ※夫婦ともに婚姻時29歳以下である場合、上限60万円)

対象経費が発生する可能性がある方は、令和8年3月31日までに必ず認定申請を行ってください。

チェック	対象経費について	
☐	住居を購入した場合	建物の新築費用、購入費用 ※リフォーム費用は除く
☐	住居を賃借した場合	物件の賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料 ※勤務先から住宅手当が支給されている場合は経費から減額
☐	引越したした場合	引越し費用 ※引越し業者・運送業者への支払いが対象。不用品処分費やレンタカー代は対象外。

◎必要書類のチェック

1. 認定申請 (令和8年3月31日✕)

チェック	書類名等
☐	認定申請書 (様式第1号)
☐	誓約書兼確認書 (様式第2号)
☐	婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本 ※コピー不可
☐	住所地を確認できる本人確認書類等のコピー (夫婦2人分)
☐	申請者夫婦の直近の課税証明書 ※課税年度の1月1日時点に住所地があった役場で発行されます。 ※コピー不可

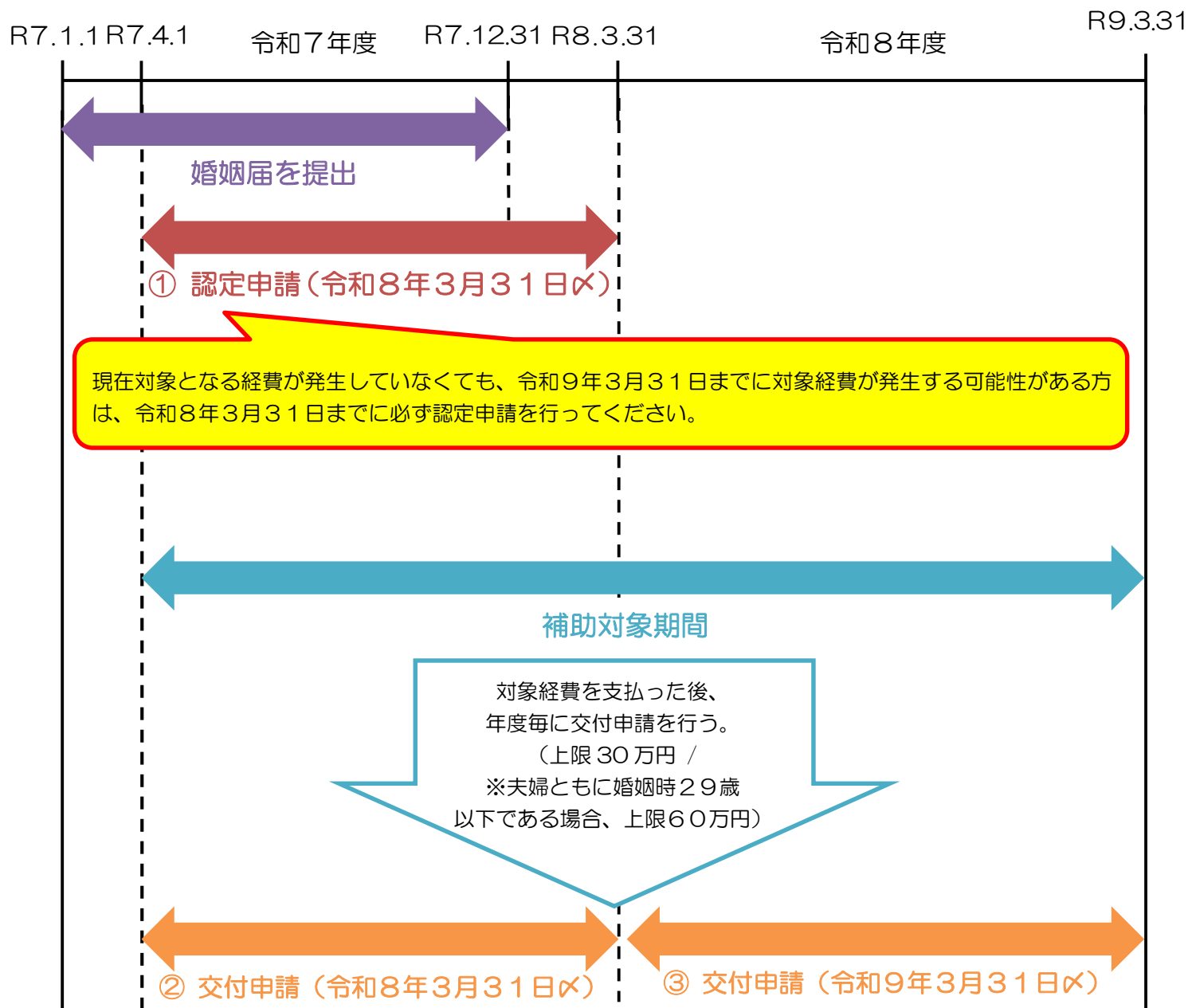
2. 交付申請 (経費を支払った年度の3月末✕ ※経費を支払った年度毎に申請が必要です。)

チェック	書類名等	
☐	交付申請書（様式第 5 号）	
☐	補助金申請時のアンケート	
☐	申請者夫婦が記載された、新婚生活を始める住所地の住民票 ※コピー不可	
☐	住居を購入した場合	売買契約書または工事請負契約書の写し
☐		新築費用、購入費用を支払ったことが分かる領収書等の写し
☐	住居を賃貸した場合	賃貸契約書の写し
☐		賃料等対象となる経費を支払ったことが分かる領収書等の写し
☐		勤務先から住宅手当を受けている場合、金額が分かる給与明細等の写し
☐	引越した場合	引越し費用を支払ったことが分かる領収書等の写し

以下の書類は、該当する場合のみご提出ください。

☐	夫婦いずれかが、奨学金を返済している場合	令和6年中の返済額が分かる返済証明書や通帳の写し
☐	地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる場合	地域優良賃貸住宅の支援部分が確認できる書類

手続き等のイメージ図



- 経費を支払った年度毎に交付申請が必要です。
(年度とは、4月1日から翌年3月31日までを指します。)
- 令和7年度に支払った経費を、令和8年度にまとめて申請することはできません。